

令和 6 年第 3 回（ 8 月招集）袖ヶ浦市議会定例会議案

袖 ヶ 浦 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	袖ヶ浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 2 号	袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 3 号	袖ヶ浦市保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 4 号	袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
議案第 5 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 6 号	令和 6 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 号	令和 6 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 号	令和 6 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 9 号	令和 6 年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 1 0 号	袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 3
議案第 1 1 号	袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 4
議案第 1 2 号	袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 5
議案第 1 3 号	千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	1 6
認定第 1 号	令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 2 号	令和 5 年度袖ヶ浦市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について	別冊
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	1 8
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について	1 9
報告第 1 号	令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計継続費精算報告について	2 0
報告第 2 号	令和 5 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計継続費精算報告について	2 2

議案番号	件 名	頁
報告第 3 号	令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	2 4

議案第 1 号

袖ヶ浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）により、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の一部が改正され、被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に関する罰則規定が改められたことから、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市国民健康保険条例（昭和 47 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 2 号

袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）により、医療保険各法の一部が改正され、被保険者証等が廃止されることに伴い、関係条文の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部
を改正する条例

袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成 8 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「医療保険各法に規定する被保険者証、組合員証等（第 8 条において「保険証」という。）とともに、」を「当該受給券を」に改める。

第 8 条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第 6 条の受給資格の登録内容に変更が生じた」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議案第 3 号

袖ヶ浦市保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

袖ヶ浦市保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

袖ヶ浦市立吉野田保育所を閉所するため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 3 号

袖ヶ浦市保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

袖ヶ浦市保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 8 月 2 8 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

袖ヶ浦市立吉野田保育所を閉所するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

袖ヶ浦市保育所設置及び管理に関する条例（昭和 46 年条例第 54 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条の表袖ヶ浦市立吉野田保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会の所掌事務に、農業集落排水事業の受益者分担金及び農業集落排水処理施設使用料に関する事項を追加し、同審議会において調査及び審議を行う必要があるため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会条例（昭和 57 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

袖ヶ浦市下水道事業運営審議会条例

第 1 条中「袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会」を「袖ヶ浦市下水道事業運営審議会」に改める。

第 2 条第 1 号中「下水道事業」を「公共下水道事業の」に改め、「受益者負担金」の次に「及び受益者分担金」を加え、同条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 農業集落排水事業の受益者分担金に関する事。

(4) 農業集落排水処理施設使用料に関する事。

第 3 条第 3 項中「2 年」を「2 年以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 46 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

	「		「	
別表中		公共下水道事業 運営審議会	を	下水道事業運営 審議会
		」		」

に改める。

議案第 10 号

袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員の選任について

袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 8 月 28 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
えのもと はつお 榎本 初雄		

提案理由

袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員榎本初雄氏が令和 6 年 12 月 9 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 1 1 号

袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員の選任について

袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
みやざわ ひでお 宮 沢 英 男		

提案理由

袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員長谷川貢一氏が令和 6 年 1 2 月 9 日をもって任期満了となるため、後任に宮沢英男氏を選任することについて、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 1 2 号

袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員の選任について

袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
いまぜき まみ 今 関 磨 美		

提案理由

袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会委員長谷川トシ枝氏が令和 6 年 1 2 月 9 日をもって任期満了となるため、後任に今関磨美氏を選任することについて、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 13 号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の
制定に関する協議について

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のとおり
制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291
条の 3 第 1 項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同
法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 28 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）により、高齢者の医
療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部が改正されたこ
とに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約における広域連合の処理す
る事務に関する規定を改正することについて、関係地方公共団体と協議す
るに当たり、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求め
るものである。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約(平成18年千葉縣市指令第19号)
の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 28 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
つみた ひとえ 積田 一重		

提案理由

令和 6 年 9 月 30 日をもって任期満了となる人権擁護委員の後任として新たに積田一重氏を推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 28 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
まやま みちこ 間山 美智子		

提案理由

令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となる人権擁護委員の後任として新たに間山美智子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

報告第 1 号

令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計継続費精算報告について

令和 5 年度で、固定資産評価替え土地評価資料作成委託事業、障害福祉計画策定事業及び成人保健事業事務費の継続年度が終了したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により継続費精算報告書を調製し、これを報告する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

令和５年度袖ヶ浦市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
2. 総 務 費	2. 徴 税 費	固定資産評価 替え土地評価 資料作成委託 事業	3	円 3,663,000	円 0	円 0	円 0	円 3,663,000	円 3,663,000	円 0	円 0	円 0	円 3,663,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
			4	3,564,000	0	0	0	3,564,000	3,564,000	0	0	0	3,564,000	0	0	0	0	0
			5	8,063,000	0	0	0	8,063,000	8,063,000	0	0	0	8,063,000	0	0	0	0	0
			計	15,290,000	0	0	0	15,290,000	15,290,000	0	0	0	15,290,000	0	0	0	0	0
3. 民 生 費	1. 社 会 福 祉 費	障害福祉計画 策定事業	4	1,646,000	0	0	0	1,646,000	1,645,600	0	0	0	1,645,600	400	0	0	0	400
			5	2,468,000	0	0	0	2,468,000	2,468,400	0	0	0	2,468,400	△ 400	0	0	0	△ 400
			計	4,114,000	0	0	0	4,114,000	4,114,000	0	0	0	4,114,000	0	0	0	0	0
4. 衛 生 費	1. 保 健 衛 生 費	成人保健事業 事務費	4	1,650,000	275,000	0	0	1,375,000	1,650,000	275,000	0	0	1,375,000	0	0	0	0	0
			5	2,420,000	339,000	0	0	2,081,000	2,420,000	339,000	0	0	2,081,000	0	0	0	0	0
			計	4,070,000	614,000	0	0	3,456,000	4,070,000	614,000	0	0	3,456,000	0	0	0	0	0

報告第 2 号

令和 5 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計継続費精算報告について

令和 5 年度で、介護保険事業計画等策定事業の継続年度が終了したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により継続費精算報告書を調製し、これを報告する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

令和 5 年 度 袖 ヶ 浦 市 介 護 保 険 特 別 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
1. 総 務 費	4. 計画策定 委員会費	介護保険事業 計画等策定事 業	4	円 1,574,000	円 0	円 0	円 1,574,000	円 0	円 1,574,000	円 0	円 0	円 1,574,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
			5	2,518,000	0	0	2,518,000	0	2,518,000	0	0	2,518,000	0	0	0	0	0	
			計	4,092,000	0	0	4,092,000	0	4,092,000	0	0	4,092,000	0	0	0	0	0	

報告第 3 号

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）
第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率 (単位：％)

財 政 指 標	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－	12.65
連結実質赤字比率	－	17.65
実質公債費比率	4.1	25.0
将来負担比率	5.9	350.0

「－」は、健全化判断比率が０以下の場合を示す。

2 資金不足比率 (単位：％)

会 計 区 分	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	－	20.0

「－」は、資金不足比率が０以下の場合を示す。